

スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI2025）
開催事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

県民のスポーツ・文化活動の活性化や、県民相互の交流を促すため、スポーツ・文化の複合型イベントを開催するにあたり、企画力を有する最も適切な事業者に事業を委託するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 企画提案を募集する委託業務内容

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 業 務 名 | スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI2025）
開催事業 |
| (2) 業 務 内 容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 委 託 期 間 | 契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 金8,716千円（消費税および地方消費税を含む。） |

3 応募要件

本委託業務は、県が企業等に委託して実施する。委託するに当たり企画提案を募集するが、これに応募できる者は、本業務の実施に必要な能力を有し、単独法人または本業務委託のために結成された共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。単独企業の場合は、次に掲げる（１）～（７）の要件をすべて満たしていること。共同企業体を構成して参加する場合は、すべての構成員が（１）～（７）の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 入札の日以前6月以内に、電子交換所で不渡手形もしくは不渡小切手を出した事実または銀行もしくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 福井県内に本社または主たる営業所等の業務拠点を有し、県の求めに応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。ただし、営業所等にあつては、企画提案書等を提出する日の前日において、1年以上の営業実績を有するものであること。
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、最優秀企画提案者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、最優秀企画提案者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 見積書の金額が、委託上限額を超える場合。
- ③ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④ 2案以上の企画提案をした場合
- ⑤ 提出資料に虚偽の記載があつた場合
- ⑥ 著しく信義に反する行為があつた場合
- ⑦ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- ⑩ 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

5 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 質問票の提出期日 | 令和7年7月17日（木） |
| ② 実施要領等の配布期日 | 令和7年7月17日（木） |
| ③ 応募資格認定申請期日 | 令和7年7月17日（木） |
| ④ 応募資格の認定結果通知期日 | 令和7年7月22日（火） |
| ⑤ 企画提案書の提出期日 | 令和7年7月29日（火） |
| ⑥ 選定委員会（プレゼンテーション） | 令和7年8月 6日（水）＜予定＞ |
| ⑦ 選定結果審査結果通知期日 | 選定委員会開催の日から1週間以内 |

(2) 実施要領等の配布

- ① 配布期日 令和7年7月17日(木) 17時まで、9時から17時までの間
ただし、土日を除く。
- ② 配布場所 福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課
- ③ 配布方法 実施要領等は、上記②配布場所での配布および福井県交流文化部
文化・スポーツ局スポーツ課ホームページに掲載する。
スポーツ課 URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013710/index.html>

(3) 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付け、回答する。

- ① 受付期日 令和7年7月17日(木) 17時まで
- ② 提出場所 下記「12 問合せ先」に同じ
- ③ 提出方法 質問票(様式1)により、電子メールにて送信すること。
- ④ 回答方法 すべての応募資格認定者に対して、電子メールにて7月18日(金)までに回答を送信する。

(4) 応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書(様式2)および会社概要書(様式3)を提出すること。共同企業体を構成して参加する場合は、上記に加え委託業務共同企業体協定書(様式4)および委任状および使用印鑑届(様式5)も提出すること。

- ① 提出期限 令和7年7月17日(木) 17時(必着)
- ② 提出方法 原則として、電子メールにて送信すること。郵送(配達証明)
または宅急便の場合は、手渡したことが証明されるものによること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。
- ③ 提出先 下記「12 問合せ先」に同じ
- ④ 提出部数 各1部

(5) 応募資格の認定結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を令和7年7月22日(火)付けで書面にて通知する。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

(6) 企画提案書等の提出

応募資格認定者は、仕様書に沿った企画提案書等を次により提出すること。

- ① 提出期日 令和7年7月29日(火) 12時まで(必着)
- ② 提出書類
 - (1) 企画提案書の提出について(様式6)
 - (2) 以下、ア～ウ(任意様式)

ア 企画提案書

下記の㉠～㉥の内容をすべて含めること。

㉠ 提案概要（テーマ、コンセプト、特徴、狙い など）

㉡ 企画提案の概要

- ・仕様書の内容を含めること。
- ・経費見積書の範囲内で実施可能な内容とすること。
- ・出演者（団体）、プログラム内容、タイムテーブルなどについて、具体的に示すこと。
- ・出演者（団体）については、どのような団体とどのように出演交渉を進めていくかを具体的に示すこと。

㉢ 会場レイアウト・イメージ図

㉤ 広報方法

- ・広報媒体、広報時期、ちらし・ポスター（案）、配布先・枚数などについて、具体的に示すこと

㉥ イベント実施までの詳細スケジュール

㉦ 業務実施体制（イベント当日の人員配置を含める。）

イ 経費見積書（内訳を添付すること。）

- ・記載する金額は消費税および地方消費税を含んだ金額とすること。
- ・「はぴりゅう」の出演料は経費に含めないこと。

ウ 参考資料（応募資格認定申請時に提出した書類に同じ）

㉠ 会社の概要（組織体制、取扱業務等の内容）

㉡ 過去5年以内における同種・同規模程度の業務の履行実績があれば、これを証明する書類等を提出してください。

③ 提出方法および提出部数

提出書類は、電子データと紙媒体（各8部）を持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）により提出すること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。

④ 提出先 下記「12 問合せ先」に同じ

⑤ 留意事項 ア 必要書類が不足している資料、提出期日に遅れた資料は一切受け付けない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。

エ 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

（7）選定委員会

① 日程 詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

② 実施方法 プレゼンテーション 15分程度
質疑応答 15分程度

③ その他 説明は紙媒体での説明とする。

6 選定方法

(1) 提案者の選定

選定委員会において、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI 2025）開催事業に係るプロポーザル選定要領」に基づく審査を行い、評点点数の総合得点により最も優れた提案者を選定する。選定基準については、別紙「スポーツ・文化交流イベント（スポカルFUKUI 2025）開催事業に係るプロポーザル選定基準」を参照すること。

なお、選定委員会への参加報酬は支払わない。

(2) 最優秀企画提案者の決定

選定委員会において総合的に評価し、最も優れた提案者を最優秀企画提案者とする。なお、最優秀企画提案者が辞退した場合は、次点の者を最優秀企画提案者とする。

(3) 選定結果通知

選定結果の通知については、すべての本プロポーザル参加者に対して通知する。

① 通知方法 応募者の代表者（担当者）宛に書面にて通知

② 通知予定日 選定委員会開催の日から1週間以内

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

7 契約の締結

最優秀企画提案者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づき契約を締結する。

したがって、最優秀企画提案者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。また、「4 失格事項」に該当する場合には、福井県は契約締結を取り消す場合がある。

8 再委託

本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、福井県に協議のうえ、その承認を得るものとする。

9 成果物に関する権利の帰属

本委託業務により作成された成果物の使用权および著作権は、福井県に帰属するものとする。

10 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、福井県の担当者およびその担当者が指示する者と打合せをすることとし、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとする。

1 1 委託業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、福井県の担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- (2) 本委託業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに福井県に連絡するとともに、福井県と連携してその処理にあたるものとする。
- (3) 契約書、仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な事項に限り、業務の遂行上特に必要な業務については、協議の上、委託金額の範囲内で作業内容を変更することができるものとする。

1 2 問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課（県庁5階）

担当：中沢、高村

T E L 0776-20-0746

F A X 0776-20-0664

E-mail sports@pref.fukui.lg.jp